

一般競争入札参加要領

入札参加希望者は、公告及び下記の事項を遵守し、入札に参加してください。

記

1 入札の参加準備

- (1) 入札に参加を希望する場合は、一般競争入札の参加申込を行う必要があります。
- (2) 適正な見積を行うため公益財団法人川越市施設管理公社（以下「当公社」という。）の事務局において、川越市契約規則等契約条項の確認及び仕様書の閲覧又は配布を受けてください。
- (3) その他不明な点については、当公社事務局までお問い合わせください。

2 入札参加

次の事項に留意して入札に参加してください。

- (1) 入札の時間に遅れますと失格となりますので、公告等で、あらかじめ入札の執行場所及び執行日時を確認してください。
- (2) 川越市契約規則第 12 条及び川越市競争入札等参加者心得第 12 条に該当する入札は、無効となります。
- (3) 入札書は、当公社が指定する入札書により入札してください。（入札時の封筒は不要です。）
- (4) 入札参加申込者が 2 者 に満たない場合は、原則として入札の執行を中止します。
- (5) 資本関係・人的関係調書

他の資格者（川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者）との間における資本関係・人的関係調書を提出してください。資本関係・人的関係に該当する場合には次のとおりです。

ア 資本関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ただし、上記（ア）及び（イ）の子会社には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 2 条第 7 項に規定する更生会社及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）を含まない。

イ 人的関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

(ア) 取締役が、他の資格者（更生会社等を除く。）の取締役を兼ねている場合

(イ) 取締役が、他の資格者の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(6) 法人市民税の納税証明書

直近 1 年間の法人市民税の納税証明書又はその代わりとなるものの写しを提出してください。

3 最低制限価格

最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格は、川越市契約規則第 10 条第 3 項第 4 号により、予定価格の 10 分の 7の額です。

4 落札者の決定

(1) 落札者は予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）とします。

(2) 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回った価格での入札は、無効となります。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、再度の入札に参加できるのは、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回らない価格の入札をした者）に限ります。

(4) 入札の回数は、3 回を限度とし、落札者のいない場合は、当該入札を不調とします。

5 入札の辞退

入札の参加申込みをしても、入札の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますので、辞退する場合は「入札辞退届」を提出してください。（当公社ホームページからダウンロードできます。）

6 その他

(1) 一般競争入札の参加資格要件、入札執行等については、当該入札執行の公告及び関係法令に基づいて執行いたします。

(2) 現場説明は行いません。

(3) その他川越市契約規則、川越市競争入札等参加者心得、公益財団法人川越市施設管理公社会計規程等によるものとします。